

1991年11月22日
(平成3年)

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本 章

老人ホーム措置業務に係るコンピュータ利用について（答申）

1991年（平成3年）10月31日付で諮問された、老人ホーム措置業務に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性は、次のとおりである。

- ・ 市では、老人福祉法に基づき、心身の状況や家庭環境の事情により家庭で介護を受けることが困難な老人に対し、状況に応じて老人ホームへの入所検討、手続き等を行っている。
- ・ これらに関する事務は、現在すべて手作業により行っているが、特に入所決定後の自己負担金の算出、毎月の徴収、また施設に対する措置費の支払いや差額調整等の事務は非常に繁雑であり、ミスも生じやすいうえ、処理に相当の時間を要するため、ケースワーカーが本来、福祉活動に充てるべき時間を削らなければならない状況ともなっている。
- ・ このため、入所決定後の事務処理をコンピュータ化し、事務の効率化を図るとともに、対象者に対する相談、調査、指導等、福祉活動のより一層の充実を図るものである。

3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

- ・ コンピュータ利用の必要性

本業務における事務処理は、対象者個々の事情に応じた複雑なものであり、また、一定の期間に集中的に処理する必要があることから、これらをすべて手作業で行うことは非効率的であるといえ、さらに適正な福祉活動を行ううえでの支障となっていることから、コンピュータを利用する必要性は認められる。

- 取扱う個人情報の範囲

コンピュータに入力する項目は、対象者の基本的事項のほか、収入状況、金融機関名及び口座番号であるが、これらは本業務における必要最小限の項目であると認められる。

- 他のファイルとの結合

本業務は、単体のパソコンを使用する独立したシステムであるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

- 安全対策

本業務の処理にあたっては、機器の利用者を個人ごとのパスワードを設定した3人の担当者限定すること等を規定した、「老人ホーム措置業務に係る個人情報取扱い要領」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上